

日栄発第 26-262-1 号  
平成 26 年 9 月 16 日

各都道府県栄養士会会長 様

公益社団法人 日本栄養士会  
会長 小松 龍史  
(公印省略)

平成 25 年度および平成 26 年度管理栄養士専門分野別人材育成事業  
がん領域における管理栄養士人材育成事業の進捗について

本会では、平成 25 年度より複雑で解決困難な栄養の問題を有する個人や集団等の対象特性に応じた高度な専門性を發揮できる管理栄養士を育成するため、厚生労働省の委託を受け、標記事業をすすめています。平成 25 年度においては、モデル研修を開催するにあたり、貴会から一定の要件を満たす人材のご推薦をいただき、研修を終えた現在も自己研鑽に励んでいただいております。

今年度においては、がん領域で活動する管理栄養士の認定のあり方を構築することが事業内容にあげられ、本会内においても協議してまいりました。一方、日本病態栄養学会においては、平成 25 年度よりがん病態栄養専門師の認定を開始されたところです。

そこで、認定制度としての具体的な整備を進めるにあたり本会と同じ目的をもって整備をすすめている日本病態栄養学会とも協議を重ね、このたび、この学会と共同して「がん病態栄養専門管理栄養士」を認定する制度として設立することとなりました。

現在調整中ではありますが、別添のとおり、「がん病態栄養専門管理栄養士」制度規約をお送りいたしますので、ご査収ください。

なお、平成 25 年度にモデル研修を修了した会員には、暫定措置を考えております。それらの案内については、決定次第ご通知させていただきます。

「がん病態栄養専門管理栄養士」制度の構築にあたっては、昨年実施しましたモデル研修の成果も踏まえつつ、その要件をさらに協議し、他の医療職種に並ぶ、標榜のできる資格として設立することを目指しております。

今後とも、本制度の整備につきましては、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

# 日本病態栄養学会・日本栄養士会認定「がん病態栄養専門管理栄養士」制度の規約

日本病態栄養学会・日本栄養士会

## 1. 「がん病態栄養専門管理栄養士」認定制度の目的と意義

がんは、我が国において昭和 56(1981)年より死因の第 1 位であり、国民の生命及び健康において大きな問題になっている。予防策はもちろんのこと、治療、療養において、患者のQOLの向上や医療費の適正化は重要な課題である。がん患者においては、疾病そのものによる影響や治療に伴うもの、精神的な苦痛等、いくつかの原因が相まって、しばしば栄養管理が困難な状態となる。これらを円滑に行うためには、がんに関する高度な知識と技術は欠かすことはできない。日本病態栄養学会（以下、本学会）では既に試験方式による病態栄養認定管理栄養士（旧名：病態栄養専門師）の資格認定制度を確立し、がん患者の栄養管理・栄養療法についても、セミナー等の必須項目として高度な知識と技術を習得した管理栄養士の育成を図っている。

さらなるがんの栄養管理・栄養療法に関する実践に即した高度な知識と技術を修得し、栄養に関する専門職として、よりがんに特化した病態栄養認定管理栄養士の育成とチーム医療への連携強化を目的とし、平成 25 年度にがん病態栄養専門師の認定を開始した。平成 26 年度からは日本栄養士会と共同して、新たに「がん病態栄養専門管理栄養士」の認定制度に変更した。がん病態栄養専門管理栄養士の育成により、国民のがんに対する予防・治療・ケアに食と栄養の側面から寄与することで、がん診療の向上と医療の適正化が図られることが期待される。

## 2. 申請資格者と認定条件、審査方法

### 1)申請資格者

- ①日本国 の管理栄養士免許を有し、管理栄養士として優れた人格と見識を備えている。
- ②本学会会員および日本栄養士会会員であること。
- ③本学会認定「病態栄養認定管理栄養士」または（および）、日本栄養士会認定「臨床栄養認定管理栄養士」の取得者であり、下記の認定条件を満たしていること。
- ④がん専門栄養士コース中国・四国高度がんプロ養成基盤プログラム（徳島大学）の修了者は、3 年間の実務経験と 3 年間の実施修練を受けることで、受験資格を認める（がん病態栄養専門管理栄養士講習会 30 単位を免除）。

### 2)認定条件

- ①管理栄養士としての実務経験のうち通算 3 年間、通算 1,000 時間以上は、がん栄養療法に関する実務経験を有すること。
- ②本学会が認定する実地修練施設で、3 年間の実地修練をうけること。実地修練の内容と方法は別途記載する。
- ③本学会および日本栄養士会が認定するがん領域の研修を 30 単位以上 履修すること。単位数の修得方法は別途記載する。
- ④当該施設で行ったがん患者の栄養管理の実績5 症例を提出する。  
A区分 ①呼吸器がん、頸頭部・口腔がん、脳腫瘍 ②消化管がん（食道、胃、大腸）③肝胆膵がん ④婦人科がん、泌尿器科がん、乳がん ⑤内分泌系がん（副腎、甲状腺など）、血液がん、その他 より3 分野 4 症例  
B区分 ①緩和ケア、②在宅医療 より 1 症例

### 3)申請回数：年 1 回実施

### 4)申請料：30,000 円

### 5)認定審査

- ①筆記試験
- ②症例審査

### 3. 認定期間と更新

- 1) 認定期間は5年間とし、5年毎の更新とする。
- 2) 更新のための講習等：本学会指定のがん以外の講習 20 単位とがん専門分野研修 20 単位以上、もしくは、日本栄養士会生涯教育 20 単位以上とがん専門分野研修 20 単位を取得すること。本学会と日本栄養士会の双方で認定した単位を合計した単位数が、がん以外の講習とがん専門分野研修で 20 単位以上あれば、単位数を満たしたものとする。
- 3) 過去 5 年間のがん栄養管理指導症例5症例を提出する。  
A区分 (①呼吸器がん、頸頭部・口腔がん、脳腫瘍 ②消化管がん（食道、胃、大腸）③肝胆膵がん ④婦人科がん、泌尿器科がん、乳がん ⑤内分泌系がん（副腎、甲状腺など）、血液がん、その他 より3分野4症例  
B区分 (①緩和ケア、②在宅医療) より1症例
- 4) 本学会および日本栄養士会の会員であること（過去 5 年間）。
- 5) 更新申請料は、20,000 円とする。
- 6) 更新手続き猶予期間
  - ・認定期間満了日までに更新手続きが出来ない認定者に対しては、本人の申し出により認定期間満了日から 1 年間に限り更新猶予期間を認める。この場合、本委員会所定の様式により“更新猶予願い”を、更新手続き時に提出しなければならない。この場合の認定期間は 4 年間とする。
  - ・妊娠・出産に伴う休暇期間及び海外留学期間など止む得ない事情のある場合には、その事情の証明証と本人からの理由書を本学会に提出し、承認されれば、その期間を更新手続きの期間から除外することが出来る。
- 7) 更新は、病態栄養認定管理栄養士あるいは、臨床栄養認定管理栄養士とは別途行うものとする。

### 4. 認定証の交付と認定資格の喪失

本学会および日本栄養士会は合格者にがん病態栄養専門管理栄養士証を交付する。

以下の場合は認定資格を喪失する。

- 1) 本学会定款第 8 条、9 条、10 条の規定により退会または、会員資格の資格を喪失したとき
- 2) 日本栄養士会の会員資格を喪失したとき
- 3) がん病態栄養専門管理栄養士の認定を更新しないとき、または認定資格を喪失したとき
- 4) 病態栄養認定管理栄養士の認定を更新しないとき、または病態栄養認定管理栄養士の認定資格を喪失したとき

### 5. がん病態栄養専門管理栄養士 認定に関する担当委員と委員会

認定の実施にあたり、以下の具体的な諸点に対応する担当委員を定める。委員長は病態栄養学会の理事長が任命した本制度の担当理事とする。

本制度の実施にあたり、基本方針を協議、決定する常任委員会と、常任委員会の方針に沿って実施する通常委員会を置く。委員は病態栄養学会と日本栄養士会から推薦された者で構成する。それぞれの委員会に足して主に助言を行う顧問を若干名おくことが出来る。また、必要に応じて小委員会を設置し、円滑な実施を図る。以下の小委員会も含めて、本委員会で総括する。

- 1) がん病態栄養専門管理栄養士の教育に関する小委員会
- 2) がん病態栄養専門管理栄養士の認定ならびに試験に関する小委員会  
また、小委員会で行う内容は下記のとおりとする。
  - (1) 単位修得方法とがん病態栄養専門管理栄養士講習会の開催等
  - (2) 実地修練認定施設およびがん病態栄養専門管理栄養士指導師（がん病態栄養指導師）の認定
  - (3) テキストブック等の作成等
  - (4) 作問と試験実施
  - (5) 症例等の申請書類と症例審査（症例の記述用紙の作成、症例の記述方法、採点等）
  - (6) 認定審査（申請書類の作成、認定（合否）の決定等）

(7) 涉外担当 広報等 (他の関連学会及び行政などとの情報交換等)

6. 暫定処置について

暫定期間：平成 25 年 5 月～平成 30 年 3 月まで；認定 5 回までとする。

要件：

- 1) がん患者の栄養管理に通算 3 年以上従事し、通算 1000 時間以上勤務しているもの
- 2) 当該施設で行ったがん患者の栄養管理の実績5症例  
A区分 (①呼吸器がん、頸頭部・口腔がん、脳腫瘍 ②消化管がん（食道、胃、大腸）③肝胆膵がん ④婦人科がん、泌尿器科がん、乳がん ⑤内分泌系がん（副腎、甲状腺など）、血液がん、その他 より3分野4症例
- B区分 (①緩和ケア、②在宅医療) より1症例
- 3) 病態栄養認定管理栄養士の認定証（写）
- 4) 筆記試験による合格
- 5) 病態栄養認定管理栄養士未取得者で、がんの栄養管理に特化した実績があり、日本病態栄養学会理事の推薦がある場合は、がん病態栄養専門管理栄養士の受験申請を行うことができる。がん病態専門管理栄養士の認定試験に合わせて面接試験を実施する。がん病態栄養専門管理栄養士の認定試験と面接試験の合格者には、暫定的に病態栄養認定管理栄養士を認定する。但し、認定期間は 3 年とし、3 年後までに病態栄養認定管理栄養士の認定更新を行わなければならない。

※ 申請料 30,000 円

\*なお、病態栄養認定管理栄養士の認定料も別途納付が必要である。

7. 付帯事項

- 1) 本認定の実施にあたり必要な具体的な事項については別に定める。
- 2) 本規定の改訂は平成 26 年 7 月 13 日より試行が運用される。